令和3年度富山県農地中間管理事業連絡協議会活動方針

1 基本方針

農地中間管理事業については、国において、事業開始から5年経過を契機に、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)」に基づく制度見直しが行われ、今年度は、実質化された人・農地プランを核に担い手への農地利用の集積・集約化の具体化が進められる。

一方、本県の機構活用率については、耕地面積に占める比率が13.8% [全国3位(R2.3末累計)]、農地の担い手への集積率については、65.0% [全国6位(R2.3末累計)]と一定の成果となっているが、担い手不足の地域や、耕作条件不利地域などで機構活用率や集積率に格差が生じている。

令和3年度は、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となり、こうした地域における課題を整理し対策を講じることで、円滑な事務の推進と担い手への集積・集約化の一層の進展を図るものとする。

2 機構集積・配分目標

目標: 1.600ha(内、新規増加分 900ha)

3 活動計画

① 市町村毎の課題の抽出と対策の検討

- ・引き続き、連絡協議会の開催や、重点市町村を中心に推進キャラバンを行い、県、機構、農業会議と各市町村の農政担当者や農業委員会、地元農協、農林振興センター等で具体的な課題及び対応策について協議を行い、担い手への集積集約化の拡大を推進する。
- ・農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への移行について、地域の実情に応じた対応を行 う。

② 農業委員会との連携強化

- ・農業委員会の農地利用最適化推進委員等による農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員 会との連携を強化する。
- ・また、機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の人・農地プランの話し合いへの参加や農地に関するアンケートの実施などプランの実質化の取り組みを通して農地の集積や地域の推進体制の強化を図る。

③ 広報活動の強化

・機構は、制度の見直し内容を周知することや、さらに多くの農地所有者に制度の周知と活用を図るため、パンフレットの作成・配布とともに、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。

④ 基盤整備事業による機構活用の促進

- ・重点実施区域内で行う基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進を図る。
- ・特に、15年以上の農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となる機構関連農地整備事業について、県や機構、市町村、土地 改良区等が連携協力して事業の周知を図るとともに、機構の適切な活用を指導する。

⑤ 担い手への機構活用の促進

- ・機構は、法人協会や農業者協議会の研修会などでの制度の周知や意見交換を行う。
- ・担い手同士の貸借農地の交換を推進し、集約化による担い手の作業の効率化を図る。